

明石市技術審査会要領

(設置)

第1条 明石市及び明石市水道局が実施する総合評価落札方式(特別簡易型を除く)に係る落札者決定基準の決定及び技術審査を行うため、明石市技術審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 技術資料 入札者が提出する当該競争入札に係る工事についての技術提案及び施工計画並びに施工能力等に関する評価を行うための資料
- (2) 技術提案等 入札者が提出する当該競争入札に係る工事についての技術提案及び施工計画
- (3) 落札者決定基準 地方自治法施行令第167条の10の2第3項の規定による基準で、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他必要な項目が定められたもの
- (4) 履行義務事項 落札者が提出した技術提案等のうち、市長(明石市水道局が実施する工事の競争入札においては公営企業管理者とする。)が適切でないと認める記載事項を除いた技術提案等で、落札者が必ず履行しなければならない事項

(所掌事務)

第3条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。ただし、学識経験者を有する選定委員会(「選定委員会等」という。)にて審査・評価を行うため、審査会と選定委員会の所掌事務について別に定める場合は、その定めによる。

- (1) 落札者決定基準としての評価基準の審査
- (2) 技術資料のうち当該工事に関して工事主管課が行った技術提案等に関する評価についての審査
- (3) 履行義務事項が履行されない場合において工事主管課が行った総合評価落札方式に係る履行項目確認の審査
- (4) その他総合評価落札方式に係る審査に関して必要な事項

(組織)

第4条 審査会は、別表に掲げる会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長の職務等)

第5条 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審査会は、会長又は副会長及び委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審査会には、当該工事主管課長等が出席しなければならない。

5 会長は、その審査のために必要と認めるときは、当該審査に係る設計等に関する職員に対し出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出等を求めることができる。

(持回り審査)

第7条 審査会は、審査事項について急施を要するため、会長において審査会を招集する暇がないと認めるときは持回りによる審査をすることができる。

(秘密の保持)

第8条 審査会に出席した者は、議事の内容を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、財務室において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則 (平成23年 2月 18日制定)

この要領は、制定の日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月25日から施行する。

別表（第4条関係）

会長	明石市競争入札等審査会の会長
副会長	明石市競争入札等審査会の副会長
委員	明石市競争入札等審査会委員
	必要に応じ、会長が指名するもの